

公立大学法人敦賀市立看護大学情報公開規程

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、敦賀市情報公開条例（平成11年条例第14号。以下「条例」という。）第16条の2及び第22条の規定に基づき、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）における条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報公開の請求)

第2条 条例第12条の規定による情報の公開の請求は、情報公開請求書（様式第1号）により行うものとする。

(情報公開の請求に対する決定期間延長の通知)

第3条 条例第14条第3項の規定による情報の公開の請求に対する決定に要する期間の延長の通知は、決定期間延長通知書（様式第2号）により行うものとする。

(情報公開の請求に対する決定の通知)

第4条 条例第14条第4項の規定による情報の公開を行う旨の決定の通知は、公開決定等通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第14号第4項及び第5項の規定による通知のうち、公開を行わない旨の決定の通知は、非公開決定通知書（様式第4号）により行うものとする。ただし、条例第11条の規定により一部を公開する旨の決定の通知は、部分公開決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(手数料の額等)

第5条 条例16条1項、第24条の2に規定する情報の閲覧の手数料として法人が定める額は、無料とする。

2 条例第16条2項の規定する写しの作成及び送付に要する費用の額並びに納期限は、別表のとおりとする。

3 法人は、条例16条2項に規定する費用が生じるときは、第4条の定める通知に併せてその額及び納期限を通知、請求するものとし、その納入を受けた後でなければ、情報の写しの交付又は送付を行ってはならない。

4 情報の写しの交付又は送付を行う部数は、請求1件につき1部とする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、法人の理事長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分			金額
情報の写 しの作成 に要する 費用の額	電子複写機による複写 の場合	カラー複写	1枚につき50円
		カラー複写以外	1枚につき10円
	業務委託による複写の場合		当該業務委託契約で定める委託 料の額
情報の写しの送付に要する費用の額			当該写しを書留・配達証明郵便 で送付した場合の郵便料相当額

*費用の納期限は、第5条第3項の通知及び請求を行った日の翌日から起算して、2週間以内とする。

様式第1号(第2条関係)

情 報 公 開 請 求 書

年 月 日

公立大学法人敦賀市立看護大学 理事長 殿

(請 求 者)

住 所

氏 名

電話番号

(法人その他の団体にあつては、
事務所は業所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

敦賀市情報公開条例第12条の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

請求する情報の 名称又は内容	
情報の公開を請 求できるものの 区分	1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (事務所等の所在地) (" 名 称) 3 市内の事務所又は事業所に勤務する個人 (勤務先の所在地) (" 名 称) 4 市内の学校に在学する個人 (学校の所在地) (" 名 称)
公 開 の 方 法	1 閲覧 2 写しの交付 3 写しの送付
備 考	

※ 処 理	所 管 課	受 付 年 月 日
		年 月 日
	電話番号() —	受 理 年 月 日
	内線()	年 月 日

- (注) 1 「請求する情報の名称又は内容」欄は、できるだけ具体的に記入してください。
 2 該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。
 3 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)

決定期間延長通知書

年 月 日

殿

公立大学法人敦賀市立看護大学
理事長 ○○ ○○ 印

年 月 日付けで請求のあった情報の公開の請求については、敦賀市情報公開条例第14条第3項の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

情報の名称又は内容	
請求書の受理年月日	年 月 日
決定期限	年 月 日
延長する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
所管課	敦賀市立看護大学 事務局 課 電話番号 (内線)
備考	

様式第3号(第4条関係)

公 開 決 定 通 知 書

年 月 日

殿

公立大学法人敦賀市立看護大学
理事長 ○○ ○○ ㊟

年 月 日付けで請求のあった情報の公開の請求については、敦賀市情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公開することに決定したので、同条第4項の規定により通知します。

情報の名称又は内容	
公開の日時	年 月 日() 時 分
公開の場所	
公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 写しの送付
費用	写しの作成に係る費用 円 写しの送付に係る費用 円 計 円 (年 月 日までに納付してください。)
請求書の受理年月日	年 月 日
所 管 課	敦賀市立看護大学 事務局 課 電話番号 (内線)
備 考	

(注) 1 情報の公開を受ける際は、この通知書を提示してください。

2 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課へ連絡してください。

(教示)

1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当法人の代表者に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、当法人の代表者を被告として提起しなければなりません。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第4条関係)

非 公 開 決 定 通 知 書

年 月 日

殿

公立大学法人敦賀市立看護大学
理事長 ○○ ○○ 印

年 月 日付で請求のあった情報の公開の請求については、敦賀市情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公開しないことに決定したので、同条第4項及び第5項の規定により通知します。

情報の名称又は内容	
請求書の受理年月日	年 月 日
公開しない理由	敦賀市情報公開条例第 条 号に該当 (理由)
所 管 課	敦賀市立看護大学 事務局 課 電話番号 (内線)
備 考	

(教示)

1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当法人の代表者に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、当法人の代表者を被告として提起しなければなりません。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第4条関係)

部分公開決定通知書

年 月 日

殿

公立大学法人敦賀市立看護大学
理事長 ○○ ○○ ㊟

年 月 日付けで請求のあった情報の公開の請求については、敦賀市情報公開条例第11条及び第14条第1項の規定により、次のとおり一部公開することに決定したので、同条第4項及び第5項の規定により通知します。

情報の名称又は内容	
公開の日時	年 月 日() 時 分
公開の場所	
公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 写しの送付
請求書の受理年月日	年 月 日
公開しないことに決定した部分	
公開しない理由	敦賀市情報公開条例第 条第 号に該当 (理由)
所 管 課	敦賀市立看護大学 事務局 課 電話番号 (内線)

- (注) 1 公開を受ける際は、この通知書を提示してください。
2 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課へ連絡してください。

(教示)

1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当法人の代表者に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、当法人の代表者を被告として提起しなければなりません。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。